

新型コロナウイルス感染症の影響に対する

政策支援事業や給付金等について

県の政策支援 *詳細は山形県ホームページでご確認下さい

山形県新型コロナ対策認証制度	
制度の目的	安心して山形の食や宿泊を楽しんでいただける環境を整備することにより、飲食業及び宿泊業の振興を図り、もって観光をはじめ経済再生に寄与することを目的とし、感染防止対策について県が認証する制度
対象業種	・飲食業（集客を行わないものを除く） ・食事の提供を伴う宿泊業
申請	電子申請、郵送又はFAX（023-641-0652） 山形県新型コロナ対策認証事務局（TEL 0570-023-009） 〒990-2492 山形市鉄砲町2-13-18

新・生活様式対応支援補助金(新型コロナ対策認証対応型)	
補助対象	「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得等、より適正な感染防止対策を講じるため、飲食業者及び宿泊業者が行う設備投資
補助上限	飲食業：中小企業20万円、小規模事業者10万円 宿泊業：中小企業40万円、小規模事業者20万円
申請期限	令和4年3月11日（金）
提出先	山形県中小企業・創業支援課 TEL 023-630-2393

県雇用調整助成金(県単上乘せ)	
助成対象	令和3年6月末までを支給対象期間とする雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主
助成額	国の雇用調整助成金の助成率が9/10又は4/5の場合→1/20を上乗せ
提出先	山形県雇用調整助成金事業運営事務局 TEL 0120-123-235

正社員雇用促進奨励金	
給付対象	県外から本県に移住する方、または離職を余儀なくされた県内失業者の正社員雇用の促進等を行った場合の支援
給付額	事業主：対象の正社員1人につき 中小企業30万円、大企業10万円 県外移住者：Uターン者20万円、Uターン者以外30万円
申請期限	令和4年3月7日（月）
提出先	山形県産業労働部雇用・コロナ失業対策課 TEL 023-630-3245

県賃金向上推進事業支援金	
支給対象	非正規雇用労働者の賃金上げを行った場合、または正社員に転換した場合に、対象となる若年女性労働者の人数に応じて支援
支援率	賃金アップコース 一人当たり3万円 内容：40歳未満の女性非正規雇用労働者の所定労働時間1時間当たりの賃金を30円以上増額改定した場合 正社員化コース 一人当たり10万円 内容：40歳未満の女性非正規雇用労働者を正社員に転換した場合
申請期限	令和4年3月7日（月）
提出先	山形県産業労働部雇用・コロナ失業対策課 TEL 023-630-3245

市の政策支援 *詳細は村山市ホームページでご確認下さい

雇用調整助成金申請支援補助金	
補助対象	令和3年6月30日までの従業員の休業について雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた事業主
補助額	特例助成金の支給決定を受けた場合：5万円 社会保険労務士等へ依頼し決定を受けた場合：代行報酬等相当額として上限5万円
申請期限	令和3年10月29日（金）
提出先	村山市商工観光課商工業振興係

その他支援策	
持続化補助金	小規模事業者等が商工会の助言等を受けて、経営計画を作成し取り組む販路開拓等を支援補助する制度 〔一般型〕補助上限：費用の2/3（上限50万） 〔低感染リスク型〕補助上限：費用の3/4（上限100万） ※リスク型はJグランツ電子申請のみ。GビズIDが必要。 ・公募要項は山形県商工会連合会ホームページからダウンロード
雇用調整助成金	休業等や事業活動縮小しながらも雇用維持した場合、休業手当相当額等を助成 問い合わせ先 ハローワーク村山または山形労働局職業対策課
業務改善助成金	設備投資により生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援助成 問い合わせ先 山形労働局雇用環境・均等室
月次支援金	要件を満たせば業種や所在地を問わず給付対象となり得る。要件に関しては経済産業省ホームページを要確認。 ホームページ https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin 相談窓口 0120-211-240（又は03-6629-0479）
融資制度	詳細の問合せは各金融機関または商工会まで。 ・地域経済変動対策資金（県振興資金） ・特別利子補給制度（日本政策金融公庫）等
税務関係	令和5年10月1日より導入される、消費税のインボイス制度に係る事業所の登録申請の受付が令和3年10月1日より開始されました。 相談ダイヤル 0120-205-553（無料）

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧下さい

Be a Great Small.
中小機構

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

24時間・365日
お問い合わせ可能になりました

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

TEL 050-5541-7171（共済相談室）

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模共済 検索

経営セーフティ共済 検索